

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び法施行令10条3項の規定に基づいて、平成30年5月31日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）再交付決定処分のうち、請求人の心臓機能障害（以下「本件障害」という。）に係る障害程度等級（法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を、3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これを1級へ変更するよう求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

心房細動により急激な低血圧で歩行できなくなる回数も増えて、通院にもタクシーを使う状態である。通院しない日は、1日22時間はベッドで寝ているか横になっている状態である。常に不整脈が

続いており、とても障害３級とは思えない。障害等級を元に戻してほしい。

第４ 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成３０年１２月１２日	諮問
平成３１年１月２４日	審議（第２９回第３部会）
平成３１年２月２６日	審議（第３０回第３部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１ 法令等の定め

(1) 法１５条１項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書（以下「診断書」という。）を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条４項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が「法別表に掲げるもの」に該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定している。

法別表は、５項において、身体障害の一つとして、「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」を規定している。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む。）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、都規則を制定し、さらに都規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照）、手帳の交付申請（再交付申請を含む。）に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容に基づき判断すべきものと解される。

この場合、処分庁としては、診断書に記載された医師の意見のみならず、各種の機能障害及び動作・活動に関して記載された事項を含め、診断書の記載全般を基に検討した上で、客観的に最終的な判断を形成すべきである。

- (3) 法施行令6条1項は、法15条4項の規定により手帳を交付する場合に、知事は、その障害程度に変化が生じることが予想される等必要があると認められるときは、手帳の交付とともに、法17条の2第1項の規定による市町村の診査を受けるべき旨を、申請者に対して文書で通知しなければならないと規定する。法施行令7条は、当該診査を行った市町村長は、診査により、手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、その旨をその者の居住地の知事に通知しなければならないとし、さらに、法施行令10条3項は、知事は、当該通知によりその者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、先に交付した

手帳と引換えに、その者に対し新たな手帳を交付することができると規定している。

- (4) ところで、法施行令10条1項の規定により、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者は、知事に対し、手帳の再交付の申請をすることができるが、その場合の申請には、法15条1項及び3項に規定する診断書及び意見書を添付すべきことが定められており(法施行規則7条1項、2条1項)、処分庁がこの再交付申請に対する判断を行う際にも、上記(2)に述べたところは、そのまま当てはまるものである。

一方、本件のように、法施行令10条3項の規定による手帳の再交付の場合は、同条1項の規定により手帳の再交付を受けようとする者からの申請に基づくものではないが、その障害程度に重大な変化が生じたと認める知事の認定においては、やはり同様の診断書及び意見書に基づく判断を行うべきものと考えられる。そして、現に、本件での診査に当たった〇〇区においても、〇〇区身体障害者福祉法施行規則(平成15年〇〇区規則第25号)において、法施行令6条1項の規定による通知を受けた者に対する法17条の2第1項の規定による区長の診査は、法15条1項及び3項に規定する医師が作成した診断書及び意見書に基づき行うものとする旨の規定(同規則5条)を設けている。

このことからすると、法施行令10条3項の規定による場合における手帳の再交付に係る障害程度の再認定について、処分庁が判断を行うに当たっては、市町村長からの法施行令7条による通知及び上記の診断書及び意見書の内容を基に、これを総合的に考慮して行われるべきものであると解される。

- 2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

- (1) 等級表のうち、本件障害に関するものとして、心臓機能障害に係る1級から3級までの部分のみを抜き出してみると、以下の表のとおりとなる。

級別	心臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	
3級	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの

- (2) 等級表解説では、心臓機能障害について、除細動器を植え込んだものについては、当該植え込みから3年以内に再認定を行うとされているところ（別紙2・第4・3・(4)）、請求人は平成27年2月18日に除細動器を植え込んでいることが認められることから（別紙1・I・④）、本件障害の程度を判断するに当たっては、前回平成27年3月3日の手帳再交付時に用いられた植え込み直後の判断基準ではなく、再認定の際の判断基準（別紙2・第4・3・(4)・イ）に基づき行うことになる。

そして、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が2以上4未満である場合には、「家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの」として等級表3級に該当する障害とされているところ（別紙2・第4・3・(4)・イ・b）、本件診断書には、身体活動能力（運動強度）が2メッツであると記載（別紙1・II・9）されていることから、本件障害の程度は等級表3級に該当するものと認められる。

さらに、処分庁は、本件障害について認定審査会に審査を求め、認定審査会からの審査結果を受けて〇〇医師に照会したところ、〇〇医師から「心臓機能障害3級」との回答があったことが認められる。

- (3) 以上のことから、本件診断書について、認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、本件障害は、「心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1

級)に至っているとは認められず、「心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)として、障害等級3級と判断するのが相当である。

したがって、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、上記(第3)のとおり主張し、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

しかし、障害等級の認定に係る総合判断は、上記1・(4)に述べたとおり、本件診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書の記載内容を総合して判断すれば、請求人の障害程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、「障害等級3級」と認定することが相当であることは上記2のとおりであって、本件処分における処分庁の判断が適切なものであると認められる。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2(略)